

ここに こう書いてある!! と言える 社員と会社がトラブルらない 就業規則の作り方

様式そのまま、ものまねの就業規則のある会社に重要なお知らせです

SNSや情報機器の発達などに代表されるよう**経営環境**や**社会環境**が大きく変わりました、また働く人の考えも同じく変わりました。サービス残業は以前から問題にされてはいましたが社会問題にはなっていませんでしたし、長時間労働は犯罪だといわれかねませんし、労働法違反で送検されかねません。そして、労使トラブルが異常に増え続けています。労務相談を通じて学んだことは、働く人の職業観の大きな変化です、「長年お世話になった会社だから……」と言って今はやめません、「長年働かされた会社」「社長のために、してやった会社」という殺伐とした言葉を吐いて辞めてゆきます。個人情報、企業秘密、パワハラ、セクハラ、反社会的勢力

への対応など、労務管理が求められる水準が格段に高まっています。

このように難しい時代にしっかりと対応した就業規則が必要です。御社の就業規則は時代の変化に対応できていますか？

就業規則なんてどこも同じだろう？「ネットで調べて、ひな形で作ったよ」というのが多いですよ。「親会社のコピーだよ」というのもありますよね、これではいけません。このようなもののほとんどが労基法を守ることに主眼が置かれていて「**経営**」という**感覚**が欠落しています。会社を守るこれが困難です。会社を経営する視点で「まじめな社員が安心して働ける明るい職場づくり」ができる就業規則を作成すべきですよ。

タイムカード打刻をしない、苦情が妙に多い、繁忙期直前に退社、引継ぎをせず退社など「**ブラック社員**」にどう対応しますか？このような「ブラック社員」に対抗できる就業規則を作るべきです、そうしなければまじめな社員さんがヤル気を出し、定着してはくれません。経営にとりまじめな社員が短期間で退職してゆくのがお金の一番の無駄ですよ、経営の視点からすれば当然のことです。

就業規則を粗末にしている困ったことはありませんか？ある会社では10年勤続のパートのAさんから退職金を請求されてしまいました。これは、就業規則の正社員とパートの定義がされていないのと、だれが退職金対象かはっきりしていなかったからです、そしてパート用の就業規則も作成されてはいませんでした。正社員と同じような仕事をし、同じ机を並べているAさんは自分ももらえろと思いついていたのです。

就業規則を**粗末**にすることは社員の管理が手放し状態になっているということに他なりません。また、「サービス残業」「過労死」「解雇」「うつ病」「名ばかり管理職」など**経営者を悩ます問題**が頻発し、社員が会社を訴えるというようなことは、インターネットの普及とあいまって日常的に発生するようになってきました。このような面からも就業規則の見直しが重要です。変化する雇用状況に応じた就業規則の作成・見直し方の要点について、実際に起こっている労務問題の事例を交え解説いたします。

⇒⇒⇒裏面をご覧ください⇒⇒⇒⇒



就業規則のポイントが良くわかったとのお声を良くいただいています

このセミナーでお話する内容

1. 先手必勝、最初が肝心、採用前に提出させる3点セット
 2. 見込み違いの中途採用の賃金を下げることが可能な雇用契約書の作り方
 3. 年次有給休暇をちゃんととってやめる、引継ぎをろくにしないでやめる、急に出社してこなくなってしまうなどのけしからん退職者をどうしたらよいか
 3. 問題社員に対する始末書の書かせ方、やめさせ方
 5. 解雇でもめないためのステップ方式
 6. セクハラ、パワハラに対応するひな形
 7. 個人情報保護法に対応した就業規則の作り方
 8. 反社会的勢力、携帯電話の取り扱い、顧客名簿、IDの管理、企業秘密漏洩防止を就業規則に盛り込む方法。
 7. うつ病にはどう対応したらよいか
- これ以外にもお伝えしたいことが多くあります。セミナーに参加してご確認いただくのが良いかと思えます。



講師 橋 敏夫

中小企業の社長さんの“安心”と、従業員の“働きがい”をテーマに、労務管理のコンサルタントとして33年間活動。20人以上の中小企業のコンサルを行い、豊富な経験をもとにしたセミナーは庶民的ですぐ使えると好評。「大企業と中小企業は全く別物、ものまねしても役に立たない」と独自のコンサルティングを行っている。一般論、抽象論はなし、実践することが大切。実務からくる実践力がウリ。中小企業向けには手間と暇のかからない賃金、退職金のコンサルを得意とする。

■日時 令和5年3月23日(木) 13:30~16:30

■場所 福井県自治会館602号室

■受講料 一般：17,600円(税込)振込手数料は貴社にてご負担願います。

一企業二人目からは半額、顧問先様は無料

■定員 15名 定員になり次第締切とします。お早めにお申込みください。

■対象 経営者・人事労務担当者 申し訳ありませんが士業、コンサルタント等の参加は不可です。

今すぐファックス 24時間受付 FAX [0776-57-1370]

『社員と会社がトラブルらない就業規則の作り方セミナー』に申し込みます

御社名		TEL	FAX
ご住所		()	()
受講者お名前		受講者お名前	

お申込みは、上記申込書に必要事項ご記入の上、FAXください。申し訳ありませんがキャンセルは開催日3日前までが可能、それ以降はできませんので代理の方の出席をお願いします。

■申込先：社会保険労務士法人橋事務所 福井市西開発 1-2508 野阪第2ビル

TEL 0776(57)1380

FAX 0776(57)1370

ホームページ

働きがい研究所

検索

賃金(福井県の賃金相場)・退職金、就業規則、社員研修

JR 町屋陸橋を東に降りて右側、茶色いビルの2階